

第5章 計画の目標等

1. 計画の理念

近年、人々は「物の豊かさ」から「心の豊かさ」を求めるようになってきました。水環境が全般的に悪化しているなかで、豊かでうるおいある生活や環境の実現のために、望ましい水環境の保全・回復に対する市民の関心は年々高まっています。

本市では平成15年度に環境基本計画を策定し、「環境のまち碧南」の実現を目指し、環境の保全と創造に関する施策を市民・事業者・行政の協働で積極的に推進しています。本計画は、上位計画である環境基本計画で示す目指すべき将来の環境像を見据え、計画の理念、目標及び水環境に係る施策と整合した計画とします。

環境基本計画では、計画の理念として6項目（P21参照）を掲げており、本計画でもそれらが基本要素となります。本計画においては、その中でも水環境について象徴的な理念である「水と大地の碧を育み、自然との共生を図ります。」を計画の理念とします。

また、今後、本市各河川や油ヶ淵の水質を浄化していくためには、市民、事業者、行政が、それぞれの責務を理解し、協力して、生活排水対策についての共通の目標を持って取り組んでいくことが重要です。

以上のことを踏まえ、広域的な連携のもと、生活排水対策の更なる推進を図っていきます。

◆ 計画の理念 ◆

水と大地の^{みどり}碧を育み、自然との共生を図ります。

（環境基本計画の理念より）

2. 計画の目標年度

計画の改定にあたり、計画の目標年度を改めて定めることとし、平成38年度を目標年度とします。また、平成33年度を中間目標年度とし、計画の進捗状況の評価を行います。

社会情勢の変化等により途中年度で見直す必要が生じた時にも、計画の見直しを行います。

表5-1 計画目標年度

項目	年度
前々計画策定年度	(平成3年度)
前々計画改定年度	(平成8年度)
前々計画目標年度	(平成17年度)
前計画改定年度	平成17年度
前計画目標年度	平成28年度
計画改定年度	平成28年度
計画目標年度	平成38年度

3. 計画の目標

計画の理念を実現するために次の4つの目標を設定し、総合的に施策を展開していきます。

また、それぞれの目標について可能な限り数値目標を設定し、目標の達成管理に役立てるものとしします。

目標1 きれいな水を子どもたちに残そう

(生活排水処理施設等の整備)

目標2 ふれあいと親しみのある魅力あふれる水辺をつくろう

(水辺空間等の整備)

目標3 水を育む活動をみんなで広げよう

(生活排水対策に係る広報啓発等)

目標4 流域全体でつながりあって取り組もう

(流域全体の生活排水対策の推進)

目標1 きれいな水を子どもたちに残そう（生活排水処理施設等の整備）

油ヶ淵や市内河川等の水環境が、魚が棲め、子供が遊べる安全で澄んだものであることが市民の願いです。湖沼や河川などの公共水域には自浄作用があり、ある程度の汚れは自然ときれいにしてくれますが、許容量を超える水の汚れには対応できません。よって、それぞれの水域の許容量にあった水質の水を流し、生きるものすべてにとっての命を育む源である水を守ることは大切です。すなわち、汚れた水は生活排水処理施設できれいにしてから公共水域に流します。この基本を市全域に広めることを目指します。

数値目標としては、平成38年度における汚水整備人口普及率及び水質を次のように設定します。

【数値目標】（平成38年度）**■ 汚水整備人口普及率**

- ・市全域・・・・概ね98.0%以上（平成27年度末現在80.6%）
- ・油ヶ淵流域・・・・概ね98.0%以上（平成27年度末現在90.4%）

■ 水質

環境基準の達成・維持に努めます

目標2 ふれあいと親しみのある魅力あふれる水辺をつくろう（水辺空間等の整備）

市民にとって、うるおいのある水辺が身近にあることは、川や湖沼、海に対する関心を深め、生活排水対策を行う動機づけにもなります。また、様々な動植物を育む自然豊かな水環境は、子どもたちの遊び場となり、自然に対する感動や自然を慈しむ心といった自然観、環境観を育む体験の機会を創出します。

市民にとってうるおいのある水辺環境を増やしていくことを目指します。



写真5-1 景観

目標3 水を育む活動をみんなで広げよう（生活排水対策に係る広報啓発等）

恵み豊かな環境を次世代につなげていくことは、私たちすべての願いであり責務でもあります。それには、市民、事業者、市が協力しなければ実現することはできません。水環境だけでなく、広く環境全体にわたって良好な環境づくりを積極的に推進するために、私たち一人ひとりが環境に配慮した行動ができる心を養い、市民、事業者、市が連携し市内河川、油ヶ淵の浄化に貢献するまちづくりを目指します。

目標4 流域全体でつながりあって取り組もう（流域全体の生活排水対策の推進）

本市のみの取り組みでは、流域全体の生活排水対策は推進できません。

生活排水対策を推進するためには、流域の住民、事業者、行政の連携を高め、良好な水環境づくりを進める必要があります。

流域の連携により、より効果的な生活排水対策の推進を目指します。



写真5-2 こどもエコクラブでの活動の様子

4. 計画の体系

設定した計画の目標を達成するための基本的な施策の体系を、以下に示します。

目標 1

きれいな水を子どもたちに残そう（生活排水処理施設等の整備）

項 目	基本的施策
生活排水処理施設の整備	①公共下水道の整備推進・接続促進
	②浄化槽の普及
生活排水浄化資材等の利用	①生活排水浄化資材等の利用促進

目標 2

ふれあいと親しみのある魅力あふれる水辺をつくろう（水辺空間等の整備）

項 目	基本的施策
水辺空間等の整備の推進	①うるおいのある水辺空間の整備推進

目標 3

水を育む活動をみんなで広げよう（生活排水対策に係る広報啓発等）

項 目	基本的施策
生活排水対策に係る広報啓発等の促進	①市民・事業者・市の責務の明確化・PR等
	②生活排水対策や水環境保全に関する情報の収集・提供
	③生活排水対策の普及と活動への支援

目標 4

流域全体でつながりあって取り組もう（流域全体の生活排水対策の推進）

項 目	基本的施策
流域自治体の連携による生活排水対策の推進	①関係機関、流域住民との連携